

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成29年8月2日（水）午前11時頃、徳山小校区児童クラブA教室（周南市立徳山小学校内）において、児童クラブ支援員（次世代支援課非常勤嘱託職員）がやかんに作ったスポーツドリンクを児童に提供したところ、複数の児童が嘔吐又は体調不良を訴えた人身事故（嘔吐又は体調不良を訴えた児童10人は、速やかに職員及び児童クラブ支援員が近隣の病院へ搬送し、受診。また、児童1人は、翌日に病院を受診）

(2) 損害賠償の相手方

被害児童及びその親権者（別紙のとおり）

(3) 損害賠償の額

¥173,239－（別紙のとおり）

2 専決処分の年月日

平成30年1月15日